

一般競争入札の実施について

市川市長 田中 甲

下記のとおり入札を実施しますので公告します。参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に関係書類を添付のうえ提出してください。

記

1. 件 名 公立保育園及び公立幼稚園樹木管理業務委託
2. 施行場所 市川市平田 1 丁目 20 番 16 号 外 23 箇所
3. 施行期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
4. 概 要 保育園及び幼稚園の樹木害虫駆除及び剪定
5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）の大分類「緑地管理・道路清掃」、中分類「除草・緑地管理」又は「樹木管理」に登録している者。又は市川市入札参加者適格者名簿（建築工事）工種名「造園工事」に登録している者。
 - (2) 市川市内に本店を有する者
 - (3) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある「1 級又は 2 級造園施工管理技士」の資格を有する者を業務責任者として本業務に配置できる者
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
 - エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
 - ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 50 年 12 月 13 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和7年4月23日（水）から令和7年5月12日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで（ただし、最終日のみ正午まで）
- (3) 担当課 市川市 こども部 幼保施設管理課
（所在地） 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 3階
（電話） 047-711-1798
- (4) 提出方法 上記(3)の担当課に持参による提出のみとする。
- (5) 提出書類
 - ア 「市川市一般競争入札参加申請書」（指定用紙。以下「申請書」という。）
 - イ 誓約書（指定用紙）
 - ウ 本業務に配置する業務責任者の「1級又は2級造園施工管理技士」の資格を証する書類の写し
 - エ 本業務に配置する業務責任者と入札参加申請者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類の写し（健康保険被保険者証等）
 - オ 協同組合が申請するときは、当該協同組合の定款（写し）及び組合員・組合役員が記載された「事業協同組合・役員・組合員名簿」（指定用紙）を提出すること（中小企業等協同組合法に定める協同組合でない法人は、提出不要。）。また、協同組合が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、新たに当該協同組合の理事会の構成員となった者がいる場合は、当該協同組合の理事会の構成員の入札参加資格は無効となるので、申請日以降に定款又は「事業協同組合・役員・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに上記(3)の担当課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
 - カ 有限責任事業組合（LLP）が申請するときは、当該有限責任事業組合契約の契約書（写し）を提出すること。また、有限責任事業組合（LLP）が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、当該有限責任事業組合の契約に変更がある場合は、直ちに上記(3)の担当課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
 - キ 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）において、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、特定関係調書（指定用紙）

※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。

※ 申請書等の記載事項（現況）が市川市入札参加業者適格者名簿と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、その旨を直ちに上記(3)の担当課に連絡した上で、ちば電子調達システムで作成した入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。

※ 指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。

(6) 入札参加資格の有無

- ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和7年5月13日（火）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。
- イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和7年5月13日（火）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を電子メールで送信する。なお電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。
- ウ 協同組合が申請する場合において、当該協同組合の理事会の構成員である者が交付を受けた上記イの参加資格者証は無効となり、資格は無かったものとする。

7. 質疑について

(1) 入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、6.(3)の担当課宛てに電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

(質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。)

ア 質疑提出期間 6.(1)の申請期間と同期間(ただし、最終日は正午まで)

イ 質疑提出電子メールアドレス hoiku-shisetsu@city.ichikawa.lg.jp

ウ 質疑回答日 6.(6)イに規定する参加資格者証の送信期限と同日時

(2) 質疑に対する回答は電子メールで行う。なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し電子メールで行う。

8. 入札日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月15日(木) 午後3時00分から

(2) 場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 5階 第4委員会室

9. 入札保証金 免除

10. 支払条件

(1) 前金払 無

(2) 部分払 無

(3) 概算払 無

(4) その他 本件は単価契約とする。支払時期は、すべての業務が完了し、検査合格後、受託者から適切な支払請求を受けた日から30日以内に、検査により確定した各実績数量に各契約単価を乗じた金額の合計金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を支払うものとする。

11. 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用する最低制限価格の設定 有 (最低制限価格は「市川市最低制限価格制度に関する要綱」第3条第2項による。)

12. 内訳書の提出 有 (市指定の内訳書を入札時に提出すること。なお、入札直後に行う再度の入札では不要とするが、落札者は後日、当該落札金額に応じた内訳書を速やかに提出すること。)

13. 入札金額の記載方法

(1) 入札書の金額については、各見積単価に各予定数量を乗じたその総額(以下「総額」という。)を記載すること。

(2) 契約金額については、内訳書に記載された各単価(入札直後に再度の入札を行った場合は、落札者が後日提出する当該落札金額に応じた内訳書に記載されたもの)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てしない金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を内訳書に記載すること。なお、契約書作成時に内訳書の見積単価を

変更することはできない。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. その他の入札必要事項

- (1) 入札に際し、市指定の内訳書を提出すること。
- (2) 入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。
- (3) 代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）により入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。なお、委任状及び入札書には、本人及び代理人等が記名、押印すること。
- (4) 一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 本件入札の予定価格は、総額について設定するものとする。
- (6) 予定価格以内の入札をした者（最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者）がないときは、直ちに、再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (7) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。また、最低制限価格を下回った申込みをした者は落札者とせず失格とし、前号に定める再度の入札に参加できない。
- (8) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

15. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

16. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- (7) 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- (8) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
- ・ 記名押印のない入札書
 - ・ 入札金額（各単価、金額及び総額をいう。以下、この項において同じ。）を訂正し

た入札書

- ・入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
- ・要領を知得することができない入札書
- ・鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
- ・代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

17. 契約保証金

契約単価に契約期間内のそれぞれの予定数量を乗じて計算した額の合計金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする。）を納付する。ただし、市川市財務規則第117条第3項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

18. 業務の履行について

業務の履行にあたっては、別紙「業務委託契約の適正な履行について」を遵守しなければならない。

19. 契約条件等

- (1) 落札者は落札決定後、速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約単価は、入札書提出時に添付された内訳書に記載された各見積単価（入札直後に再度の入札を行った場合は、落札者が後日提出する当該落札金額に応じた内訳書に記載されたもの）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨てしない）とする。
- (4) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が5.に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が16.に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (5) 協同組合及び当該協同組合の理事会の構成員が入札で競合し、当該入札の結果、協同組合又は当該協同組合の理事会の構成員が契約を締結したときは、当該契約は解除となり、損害賠償等の対象となる。

20. その他

- (1) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (2) 「一般競争入札参加資格者証」を受領後に入札を辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した書類を6.(3)の担当課に提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

21. 問い合わせ先

市川市 こども部 幼保施設管理課 電話047-711-1798